

千曲市食育推進計画(第3次)

令和3年3月

令和7年1月延長版

千曲市

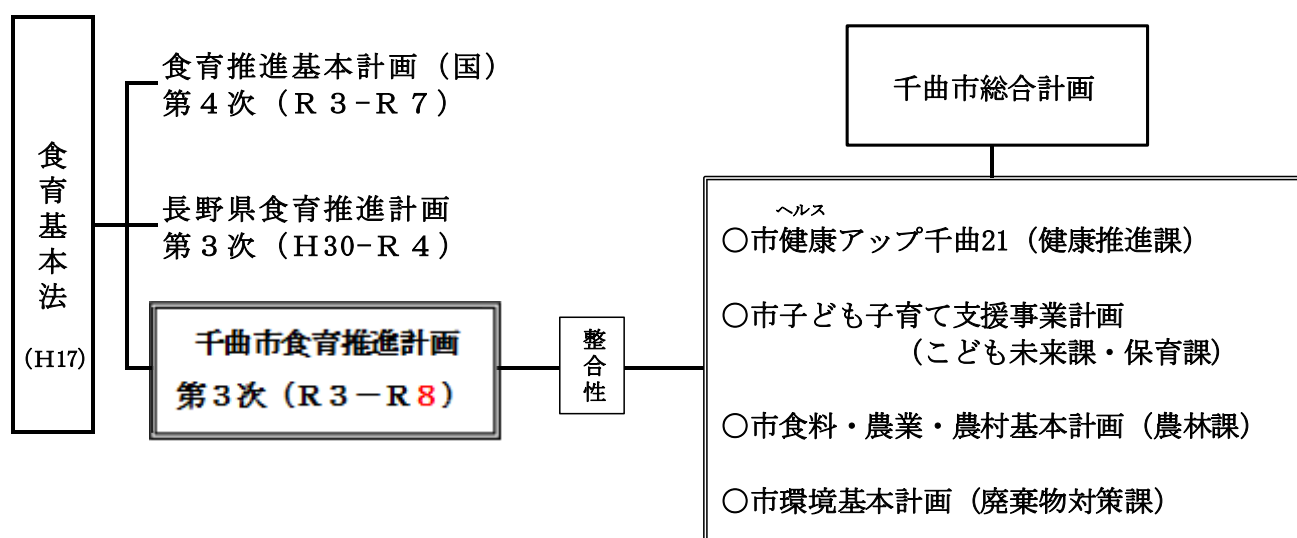
目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 食の現状と課題	3
1 市の概況	
（1）食をめぐる環境（背景等）の変遷	
（2）健康実態と食生活	
2 市民の健康状態	
（1）千曲市のライフステージをととした保健活動（R 1 年度）	
（2）栄養状態	
（3）健康診査の状況	
（4）歯科検診の状況	
3 食生活の現状	
4 食品ロス	
第3章 第2次計画の取組みと評価	24
1 取組みと評価（ライフステージ別）	
2 目標項目の評価	
第4章 第3次計画の基本方針	26
1 基本理念	
2 基本目標	
3 基本目標を達成するための食育の取組み	
4 施策の展開	
5 食育の推進の指標等に関する事項	
第5章 計画の推進	40
1 計画の推進	
《参考資料》	
・（国）第1回食育推進会議・食育推進評価専門委員会資料〈資料1. 資料2〉	
・国の第4次計画の重点課題の考え方（推進する内容）と市の担当課等の整理〈資料3〉	
・食育基本法〈資料4〉	

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、市の食育に関する基本的な事項を定めるものです。

また、本計画は、国の「食育推進基本計画」、長野県の「長野県食育推進計画」及び「^{ヘルス}健康アップ千曲 21（第 3 次）」等の関連計画と整合性を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進していく行動計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。ただし、社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。



令和 3 年3月

令和 7 年 1 月延長版

発行 千曲市健康福祉部健康推進課

〒387-8511

千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

電話 026-273-1111(代)